

はじめに

少子高齢化の進行に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による新しい生活様式への対応など大きな時代の変化を迎え、今まで以上に介護・子育て・貧困・健康など、地域で発生する福祉的な課題が深刻化するとともに、これまでの福祉サービスだけでは解決できない複合的な問題にも対応することが求められています。



こうした状況に対応していくため、国では、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、誰もが地域で活躍し、互いにつながり、支えあう「地域共生社会」の実現に向けた改革が進められています。

そのような中、寝屋川市では、誰もが安心して暮らせるよう、当市の高齢者・障害者・子どもなどの福祉の各分野が一体となって施策を進めるための上位計画である、第4次寝屋川市地域福祉計画を策定し、その基本理念を「地域共生社会の実現に向けた仕組みの充実」と位置付けました。当市ならではの地域コミュニティの良さをいかしながら、市民の皆様を始め、自治会、地域協働協議会、民生委員児童委員協議会、校区福祉委員会などの団体、社会福祉協議会といった関係機関、企業、NPOなどの様々な組織とが、一体となって包括的な取組を進めてまいりたいと考えております。

結びに、当計画の策定に当たり御尽力いただきました地域福祉計画推進委員会委員の皆様を始め、御意見をいただきました社会福祉審議会委員の皆様、アンケート調査、パブリック・コメント手続などで貴重な御意見をいただきました市民・関係者の皆様から感謝申し上げます。

令和3年3月

寝屋川市長 **広瀬 慶輔**

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 地域福祉と地域共生社会	2
3 地域エリアごとの取組について	4
4 計画の位置付けについて	6
5 計画期間	6
6 計画の策定方法	7
7 SDGs 達成への貢献	8
第 2 章 計画の基本的な考え方	10
1 計画の基本理念	10
2 施策の方向性	11
3 計画の体系	13
第 3 章 取組の方向	14
施策の方向性 1 地域福祉のセーフティネットの拡充	14
施策の方向性 2 権利擁護 ^{ようご} の推進	17
施策の方向性 3 地域福祉を担う多様な人づくり	19
施策の方向性 4 生活と福祉を支える基盤強化	21
第 4 章 計画の推進	24
1 計画の推進体制	24
資料編	25
1 計画策定の経過	26
2 寝屋川市地域福祉計画推進委員会規則（平成 25 年寝屋川市規則第 16 号）	27
3 寝屋川市地域福祉計画推進委員会委員名簿	29
4 寝屋川市社会福祉審議会条例（平成 30 年寝屋川市条例第 50 号）	30
5 寝屋川市社会福祉審議会委員名簿	32
6 本市の地域福祉を取り巻く現状	33
7 アンケート調査からみる地域福祉の現状	44
8 用語説明	52